

監査の結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和6年2月20日付け公表）に係る措置状況の通知があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年3月29日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 笹原 和 子

1. 定例監査

課名等	監査の結果	措置状況
社会教育課 中央公民館  R6. 3. 27 措置報告	<p>(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。</p> <p>①市史編さん委員会委員            ②社会教育委員            ③文化財保護審議会委員            ④公民館運営審議会委員(社教委員兼務)            ⑤図書館協議会委員            ⑥多目的集会施設運営委員会委員            ⑦芭蕉、清風歴史資料館運営委員会委員            ⑧スポーツ振興基金運営委員会委員            ⑨スポーツ推進委員</p> <p>※監査対象期間に報酬が支払われている委員…②. ③. ⑤. ⑦. ⑧. ⑨</p> <p>(2) 令和4年度尾花沢市スポーツ振興業務委託について、基本協定書を取り交わしているが、施行伺をしておらず設計金額が不明である。また、事業完了報告、検査復命がなされていない。令和5年度においても施行伺をしておらず設計金額が不明となっている。</p>	<p>(1) 指摘を受けました未支給分については、対象者78名に対し、令和6年3月27日までに支払い手続きを全て行いました。</p> <p>今後は、条例に基づき適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>(2) スポーツ振興の目的で当初、尾花沢市スポーツ少年団本部の事務局を市で担っていたものを、尾花沢スポーツクラブに移行したことにより業務委託として支出しています。今後は契約に関する規則に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
教育指導室  R6. 3. 14 措置報告	<p>(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。</p> <p>・いじめ問題対策連絡協議会委員</p>	<p>(1) いじめ問題対策連絡協議会委員17名のうち県職員、行政職員を除き3名の委員には、報酬及び費用弁償の支給が必要となり、今年度分については</p>

		<p>年度末に支給予定としております。</p> <p>未支給分については、令和6年3月14日に支給いたしました。</p> <p>次年度から報酬とともに費用弁償の支給確認を明細発行時等に行い、適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>商工観光課</p> <p>R6. 2. 26 措置報告</p>	<p>(1) 昨年度、注意事項となっていた複数年分の備品の登録について、未だ登録されていない。未処理分を確認のうえ、速やかに対処されたい。「尾花沢市財務規則」に基づき、適正に管理されたい。</p>	<p>(1) 未処理分について、過年度分も含めて抽出し、備品登録の書類を会計課に提出しました。</p>
<p>農林課</p> <p>R6. 3. 25 措置報告</p>	<p>(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業振興協議会委員</li> <li>・ 鳥獣被害対策実施隊隊員</li> </ul>	<p>(1) 指摘を受けました未支給分については、対象者20名に対し、令和6年3月25日に支払手続きを行いました。</p> <p>今後は、条例に基づき適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>農業委員会事務局</p> <p>R6. 3. 14 措置報告</p>	<p>(1) 下記、非常勤特別職の費用弁償が支給されていない。「尾花沢市特別職に属する者等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例」に基づき適正に執行されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業標準賃金策定協議会委員</li> </ul>	<p>(1) 指摘を受けました未支給分については、対象者6名に対し、令和6年3月13日に支払手続きを行いました。</p> <p>今後は、条例に基づき適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>総務課</p> <p>R6. 2. 22 措置報告</p>	<p>(1) 地域情報通信基盤整備事業 光ファイバー芯線の賃貸借料について、貸付金9,306,000円の調定手続きが取られていない。早急に対処されたい。</p>	<p>(1) 指摘を受けて速やかに調定処理を行い、会計課審査を完了しております。</p> <p>次年度以降、年度当初の契約関連事務手続きとともに伝票処理が行えるよう、年度当初の処理一覧を作成しております。</p>